

1. 産業財産権関係料金一覧

産業財産権関係料金一覧

(令和6年4月1日現在) 特許庁

主要な手続に必要な料金

特許	実用新案	意匠	商標
出願	出願・1～3年 登録料納付	出願	出願
出願審査請求			
特許査定		登録査定	登録査定
特許料納付	登録料納付	登録料納付	登録料納付
異議申立		異議申立	
技術評価請求		更新登録申請	
審判請求			

出願料 (通常) 円

特許	14,000円
実用新案	以下の合計額を同時納付
出願料	14,000円
1～3年登録料	(2,100円+請求項の数×100円)×3
意匠	16,000円
商標	3,400円+区分数×8,600円

出願審査請求手数料 (通常) 円

特許	138,000円+請求項の数×4,000円
----	-----------------------

特許料・登録料

特許		
1～3年	毎年	4,300円+請求項の数×300円
4～6年	毎年	10,300円+請求項の数×800円
7～9年	毎年	24,800円+請求項の数×1,900円
10年～	毎年	59,400円+請求項の数×4,600円
実用新案		
4～6年	毎年	6,100円+請求項の数×300円
7年～	毎年	18,100円+請求項の数×900円
意匠		
1～3年	毎年	8,500円
4年～	毎年	16,900円
商標		
全額納付	区分数×	32,900円
分割納付	区分数×	17,200円

特許・商標登録異議申立手数料

特許	16,500円+請求項数×2,400円
商標	3,000円+区分数×8,000円

更新登録申請登録料 円

商標	全額納付	区分数×	43,600円
	分割納付	区分数×	22,800円

電子化手数料

2,400円+枚数×800円

※オンラインで可能な手続を書面で行う場合(一部を除く)には、電子化手数料が必要です。詳しくは最終画面をご覧ください。
(このページで電子化手数料が必要な手続については、●を付しております。)

審判請求料 円

特許	49,500円+請求項の数×5,500円
実用新案	49,500円+請求項の数×5,500円
意匠	55,000円
商標	15,000円+区分数×40,000円

技術評価請求手数料 円

実用新案 42,000円+評価を求める請求項の数×1,000円

令和6年4月1日現在の主要料金です。

その他の手続に必要な料金は、次頁以降又は特許庁ホームページの産業財産権関係料金一覧 (<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>) でお確かめください。

【お問い合わせ先】 特許庁総務部総務課調整班 Tel: 03-3581-1101 内線 2105

令和6年4月1日時点の主要料金です。

その他の手続に必要な料金は、次ページ以降又は特許庁ホームページの産業財産権関係料金一覧でお確かめください。 <<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>>

令和4年4月1日施行の料金改定について、新旧料金の適用関係等の詳細は以下のページにて御確認ください。 <https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/kaisei/2022_ryokinkaitei.html>

1. 出 願 料

(1) 特 許

・特許出願	14,000円
・特許法第36条の2第2項の外国語書面出願	22,000円
・特許法第38条の3第3項の規定による手続	14,000円
・特許法第184条の5第1項の規定による手続	14,000円
・特許法第184条の20第1項の規定による申出	14,000円
・特許権の存続期間の延長登録出願	74,000円

(2) 実用新案（出願時には、出願料と併せて第1年から第3年までの各年分の登録料の納付が必要です）

・実用新案登録出願	14,000円
・実用新案法第48条の5第1項の規定による手続	14,000円
・実用新案法第48条の16第1項の規定による申出	14,000円

(3) 意 匠

・意匠登録出願	16,000円
・秘密意匠の請求	5,100円

(4) 商 標

・商標登録出願	3,400円 + (区分数 × 8,600円)
・防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	6,800円 + (区分数 × 17,200円)

2. 審査・審判請求料等

(1) 特 許

① 出願審査請求	138,000円 + (請求項の数 × 4,000円)
(a) 特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	83,000円 + (請求項の数 × 2,400円)
(b) 特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	124,000円 + (請求項の数 × 3,600円)
(c) 特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合	110,000円 + (請求項の数 × 3,200円)
② 誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	19,000円
③ 判定請求	40,000円
④ 裁定請求	55,000円
⑤ 裁定取消請求	27,500円
⑥ 特許異議の申立て	16,500円 + (請求項の数 × 2,400円)
⑦ 特許異議の申立ての審理への参加申請	3,300円
⑧ 特許異議申立事件係属中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑨ 審判（再審）請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑩ 無効審判係争中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑪ 特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に係る再審請求	55,000円
⑫ 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑬ 審判又は再審への補助参加申請	16,500円

(2) 実用新案

① 実用新案技術評価請求	42,000円 + (請求項の数 × 1,000円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	8,400円 + (請求項の数 × 200円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	33,600円 + (請求項の数 × 800円)
② 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正	1,400円
③ 判定請求	40,000円
④ 裁定請求	55,000円
⑤ 裁定取消請求	27,500円
⑥ 審判（再審）請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑦ 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑧ 審判又は再審への補助参加申請	16,500円

(3) 意 匠

① 判定請求	40,000円
② 裁定請求	55,000円
③ 裁定取消請求	27,500円
④ 審判（再審）請求	55,000円
⑤ 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑥ 審判又は再審への補助参加申請	16,500円

(4) 商 標

① 判定請求	40,000円
② 商標（防護標章）登録異議申立	3,000円 + (区分数 × 8,000円)
③ 商標（防護標章）登録異議申立の審理への参加申請	3,300円
④ 審判（再審）請求	15,000円 + (区分数 × 40,000円)
⑤ 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑥ 審判又は再審への補助参加申請	16,500円

3. 特許料・登録料

(1) 特許料

○平成16年4月1日以降に審査請求をした出願

第1年から第3年まで	毎年 4,300円に1請求項につき	300円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 10,300円に1請求項につき	800円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 24,800円に1請求項につき	1,900円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 59,400円に1請求項につき	4,600円を加えた額

※第21年以降は延長登録の出願があった場合に限りです。

※上記に該当しない出願については、特許庁ホームページでご確認下さい。

(2) 実用新案登録料

第1年から第3年まで	毎年 2,100円に1請求項につき	100円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 6,100円に1請求項につき	300円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年 18,100円に1請求項につき	900円を加えた額

(3) 意匠登録料

第1年から第3年まで	毎年 8,500円
第4年から第25年まで	毎年 16,900円

※第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ対象となります。

※第21年から第25年については、令和2年4月1日以降の出願のみ対象となります。

(4) 商標登録料

・商標登録料	区分数 × 32,900円
分納額（前期・後期支払分）	区分数 × 17,200円
・更新登録申請	区分数 × 43,600円
分納額（前期・後期支払分）	区分数 × 22,800円
・商標権の分割申請	30,000円
・防護標章登録料	区分数 × 32,900円
・防護標章更新登録料	区分数 × 37,500円

4. 回復手数料

・特許	212,100円
・実用新案	21,800円
・意匠	24,500円
・商標	86,400円

5. その他の手数料

(1) 特許法等関係手数料

① 期間の延長、期日の変更	2,100円
② 期間経過後の期間の延長	4,200円
③ 期間経過後の期間の延長（特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの）	51,000円
④ 登録証の再交付請求	4,600円
⑤ 承継の届出（名義変更）	4,200円
⑥ 証明請求（窓口）	1,400円
（オンライン）	1,100円
⑦ 書類の閲覧請求	1,500円
⑧ 紙原簿の閲覧請求	300円
⑨ ファイル記録事項の閲覧請求（窓口）	900円
（オンライン）	600円
⑩ 登録事項の閲覧請求（磁気原簿）（窓口）	800円
（オンライン）	600円
⑪ 書類謄本の交付請求	1,400円
⑫ 紙原簿謄本の交付請求	350円
⑬ ファイル記録事項記載書類の交付請求（窓口）	1,300円
（オンライン）	1,000円
⑭ 登録事項記載書類の交付請求（磁気原簿）（窓口）	1,100円
（オンライン）	800円
⑮ 磁気ディスクへの記録（電子化手数料）	2,400円 +（書面のページ数 × 800円）

(2) 国際出願（特許・実用新案）関係手数料

① 国際出願手数料			
・ 国際出願の用紙の枚数が30枚まで（A）			217,700円
・ 30枚を超える用紙1枚につき（B）			2,500円
・ オンライン出願した場合の減額（上記AとBの合計額から減額）			49,100円
② 送付手数料			
・ 国際出願1件につき			17,000円
③ 調査手数料			
・ 国際調査機関：日本国特許庁（ISA/JP）	国際出願（日本語）1件につき		143,000円
	国際出願（英語）1件につき		169,000円
・ 国際調査機関：欧州特許庁（ISA/EP）			297,100円
・ 国際調査機関：シンガポール知的財産庁（ISA/SG）			244,300円
・ 国際調査機関：インド特許庁（ISA/IN）		18,000円（法人の場合）	
		4,500円（個人の場合）	
④ 国際調査の追加手数料	国際出願（日本語）1件につき	105,000円 ×（請求の範囲の発明の数-1）	
国際調査機関：日本国特許庁（ISA/JP）	国際出願（英語）1件につき	168,000円 ×（請求の範囲の発明の数-1）	
⑤ 予備審査手数料	国際出願（日本語）1件につき		34,000円
国際予備審査機関：日本国特許庁（IPEA/JP）	国際出願（英語）1件につき		69,000円
⑥ 取扱手数料 <国際予備審査請求1件につき>			32,700円
⑦ 予備審査の追加手数料	国際出願（日本語）1件につき	28,000円 ×（請求の範囲の発明の数-1）	
国際予備審査機関：日本国特許庁（IPEA/JP）	国際出願（英語）1件につき	45,000円 ×（請求の範囲の発明の数-1）	
⑧ 文献の写しの請求に係る手数料 請求書1件につき			1,400円
⑨ 書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料 請求書1件につき			1,400円
⑩ 優先権の書類の国際事務局への送付の請求に係る手数料1件につき			1,400円
⑪ 国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料1件につき			1,400円
⑫ 先の調査の結果の送付請求に係る手数料1件につき			1,700円

（注）為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数を特許庁のホームページでご確認ください。<http://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokuryo.html>

(3) 国際登録出願（意匠）手数料

① 日本特許庁に支払う手数料（別途、国際事務局(WIPO)へ支払う②の手数料が必要) ※日本国特許庁を介した国際出願（国際登録出願）を行う場合のみ必要			3,500円
② 国際事務局（WIPO）に支払う手数料			
・ 国際登録出願			
（基本手数料）	< 1 意匠目 >		397 スイスフラン
	< 2 意匠目以降、1 意匠毎 >		50 スイスフラン
（公表手数料）	< 1 複製物毎 >		17 スイスフラン
	< 書面で複製物を提出する場合 複製物を記載した書面の 2 頁目以降、追加頁毎 >		150 スイスフラン
（追加手数料）	< 意匠の説明が100単語を超える場合、101単語以降 1 単語毎 >		2 スイスフラン
（指定手数料）	指定国毎の標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか （各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額については、 WIPOウェブサイトでご確認ください。）		
・ 標準指定手数料：指定国毎に所定の等級の手数料（個別指定手数料の国以外）			
	等級 1 の指定国	< 1 意匠目 >	42 スイスフラン
		< 2 意匠目以降、1 意匠毎 >	2 スイスフラン
	等級 2 の指定国	< 1 意匠目 >	60 スイスフラン
		< 2 意匠目以降、1 意匠毎 >	20 スイスフラン
	等級 3 の指定国	< 1 意匠目 >	90 スイスフラン
		< 2 意匠目以降、1 意匠毎 >	50 スイスフラン
・ 個別指定手数料：指定国毎の所定の手数料（標準指定手数料の国以外） ※日本の個別指定手数料	< 1 意匠毎 >		436 スイスフラン
・ 国際登録の存続期間の更新申請（5 年毎の請求）			
（基本手数料）	< 1 意匠目 >		200 スイスフラン
	< 2 意匠目以降、1 意匠毎 >		17 スイスフラン
（指定手数料）	指定国毎の標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか （各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額については、 WIPOウェブサイトでご確認ください。）		
・ 標準指定手数料：指定国毎に所定の等級の手数料（個別指定手数料の国以外）			
	< 1 意匠目 >		21 スイスフラン
	< 2 意匠目以降、1 意匠毎 >		1 スイスフラン
・ 個別指定手数料：指定国毎の所定の手数料（標準指定手数料の国以外） ※日本の個別指定手数料	< 1 意匠毎 >（更新 1 ~ 4 回目）		493 スイスフラン

（注）為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数を特許庁のホームページでご確認ください。http://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tesuryo/hague_fee_2016.html

(4) 国際登録出願（商標）関係の主な手数料

①日本特許庁の手数料（別途、国際事務局(WIPO)へ支払う②の手数料が必要）	
・国際登録出願（MM2書面による出願の場合）	9,000円
・国際登録出願（令和6年1月1日以降の、Madrid e-Filingによる出願の場合）	9,000円に相当する額
※9000円に相当する額をスイスフランでWIPOに納付する必要があります。（令和6年4月1日現在、54スイスフランが相当）	
・事後指定	4,200円
・国際登録の存続期間の更新申請	4,200円
・国際登録の名義人の変更の記録の請求	4,200円

②国際事務局（WIPO）に支払う手数料

（下記の手数料の他、権利を取得する国により個別手数料が必要となる場合があります。個別手数料が必要な国及び金額については、特許庁ホームページの「マドリッドプロトコル個別手数料一覧表」をご確認ください。）

・国際登録出願		
（基本手数料）	< 標章が白黒 >	653 スイスフラン
	< 標章がカラー >	903 スイスフラン
（付加手数料）	< 1 指定国毎 >	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。		
（追加手数料）	< 国際分類の数が3を超えた1区分毎 >	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。		
・事後指定		
（基本手数料）		300 スイスフラン
（付加手数料）	< 1 指定国毎 >	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。		
・国際登録の存続期間の更新申請		
（基本手数料）		653 スイスフラン
（付加手数料）	< 1 指定国毎 >	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。		
（追加手数料）	< 国際分類の数が3を超えた1区分毎 >	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。		
・国際登録の名義人の変更の記録の申請		177 スイスフラン

（注）為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料を特許庁のホームページでご確認ください。https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/tesuryo/madopro_syutugan_fee.html

(5) 弁理士試験受験手数料

12,000円

6. 登録免許税（収入印紙で納付）

(1) 特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）

①特許権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<特許権の件数>	1件につき 3,000円
・その他の原因による移転の登録	<特許権の件数>	1件につき 15,000円
②専用実施権（仮専用実施権を含む。以下同様。）の設定又は保存の登録（仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があったことに伴い当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。）	<専用実施権の件数>	1件につき 15,000円
③特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	<債権金額>	1000分の4
④専用実施権の移転又は特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<特許権等の件数>	1件につき 1,500円
・その他の原因による移転の登録	<特許権等の件数>	1件につき 3,000円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	<債権金額>	1000分の2
・質権以外の権利の信託の登録	<特許権等の件数>	1件につき 3,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	<特許権等の件数>	1件につき 1,000円
⑦登録の抹消	<特許権等の件数>	1件につき 1,000円

(2) 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。）

①実用新案権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<実用新案権の件数>	1件につき 3,000円
・その他の原因による移転の登録	<実用新案権の件数>	1件につき 9,000円
②専用実施権の設定又は保存の登録	<専用実施権又の件数>	1件につき 9,000円
③実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	<債権金額>	1000分の4
④専用実施権の移転又は実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<実用新案権等の件数>	1件につき 1,500円
・その他の原因による移転の登録	<実用新案権等の件数>	1件につき 3,000円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	<債権金額>	1000分の2
・質権以外の権利の信託の登録	<実用新案権等の件数>	1件につき 3,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	<実用新案権等の件数>	1件につき 1,000円
⑦登録の抹消	<実用新案権等の件数>	1件につき 1,000円

(3) 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）

①意匠権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<意匠権の件数>	1件につき 3,000円
・その他の原因による移転の登録	<意匠権の件数>	1件につき 9,000円
②専用実施権の設定又は保存の登録	<専用実施権の件数>	1件につき 9,000円
③意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	<債権金額>	1000分の4
④専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<意匠権等の件数>	1件につき 1,500円
・その他の原因による移転の登録	<意匠権等の件数>	1件につき 3,000円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	<債権金額>	1000分の2
・質権以外の権利の信託の登録	<意匠権等の件数>	1件につき 3,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	<意匠権等の件数>	1件につき 1,000円
⑦登録の抹消	<意匠権等の件数>	1件につき 1,000円

(4) 商標権の登録（商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）		
① 商標権の移転の登録		
・ 相続又は法人の合併による移転の登録	< 商標権の件数 >	1件につき 3,000円
・ その他の原因による移転の登録	< 商標権の件数 >	1件につき 30,000円
② 専用使用权又は通常使用权の設定又は保存の登録		
	< 専用使用权又は通常使用权の件数 >	1件につき 30,000円
③ 商標権、専用使用权若しくは通常使用权を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用权、通常使用权若しくは当該質権の処分の制限の登録	< 債権金額 >	1000分の4
④ 専用使用权若しくは通常使用权の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録		
・ 相続又は法人の合併による移転の登録	< 商標権等の件数 >	1件につき 3,000円
・ その他の原因による移転の登録	< 商標権等の件数 >	1件につき 9,000円
⑤ 信託の登録		
・ 質権の信託の登録	< 債権金額 >	1000分の2
・ 質権以外の権利の信託の登録	< 商標権等の件数 >	1件につき 9,000円
⑥ 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	< 商標権等の件数 >	1件につき 1,000円
⑦ 登録の抹消	< 商標権等の件数 >	1件につき 1,000円
7. 特許出願非公開制度関係手数料（収入印紙で納付）		
・ 外国出願の禁止に関する事前確認		25,000円